

## 第14号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表37の項中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第79号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。